

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 水道局
経営管理部
総務課、財務課、営業課、水源対策・企画課
事業部
水道維持課、水道整備課、水道施設課、基幹施設建設室、
北部管理事務所、下水道事業課、下水道施設課、
水質管理センター
- 3 監査の期間 令和2年9月29日（火）～令和2年12月24日（木）
- 4 監査の着眼点
 - (1) 収入事務は適正か。
 - (2) 支出事務は適正か。
 - (3) 契約事務は適正か。
 - (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和2年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 行政財産目的外使用料において、行政財産の使用料に関する要綱第3条第2項で「納入通知書の納付期限については、発行日が属する月の末日…発行日から月の末日までの期間が20日に満たないときは、翌月の15日…を納付期限とする。」と規定されているにもかかわらず、誤った納期限を設定しているものがあった。
(総務課)
- ② 水道利用加入金の徴収において、佐世保市水道条例第29条で「加入金は、給水装置等の新設工事又は改造工事に着手するときに徴収する。」と規定されているにもかかわらず、工事に着手した後に徴収しているものがあった。
(水道維持課)
- ③ 三本木・高花専用電力使用料の納期限設定において、佐世保市水道局会計規程第35条で「納期限について、法令又は契約若しくは条例に定めがないときは、納入義務者及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の納期限を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、納期限が20日より後の日付になっているものがあった。
(水道施設課)

歳入の納期限設定誤りについては、納入通知の根拠法令の再確認を行い、適正な収入事務の遂行に努められたい。

2. 支出事務

- ① 出張命令伺において、主幹（課長職）および副主幹（課長補佐職）の市外出張については、佐世保市水道局事務処理規程第4条別表で部長の専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていないものがあった。
(水源対策・企画課)

出張命令における専決区分については、市長部局の専決区分と違うことを異動されてきた職員に周知徹底を図られたい。

3. 契約事務

- ① ハンディターミナル検針システム等の賃貸借ほかにおいて、佐世保市水道局契約規程が準用する佐世保市財務規則第204条で「本市の物件について貸付契約を締結するときは、…契約書に明示しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、条項の一部について明示していないものがあった。
(営業課)
- ② 配水管・給水装置修繕工事（単価契約）ほかにおいて、佐世保市水道局契約規程が準用する佐世保市財務規則第158条第2項で「契約の一部を変更する必要があるときは、相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、実際の支払額の構成単価と

異なる単価について、契約の変更に関する契約を締結していなかった。 (水道維持課)

双務契約に基づかない業務による公金支出行為等は不適正な会計処理であることを認識されたい。
局内における契約のコンプライアンスの確立を図られたい。

4. 財産管理事務

① 固定資産において、現品と固定資産台帳が照合できず適正な管理をしていなかった。
(財務課)

② 高砂駐車場無料券において、現有枚数と受払簿の残数が相違していた。
(営業課)

固定資産が正確に把握されていないことは、財務状況の信頼性に係わることであることを十分認識され、早急に資産の確認及び管理体制を見直されたい。